

令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）ずわいがに日本海系群 B 海域  
漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 2 月  
水 産 庁

1 TAC（案）

(1) 設定の考え方

① 親魚量が令和 18 年（2036 年）に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する（漁獲シナリオ）。

ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYの代替値を達成する漁獲圧力の水準に、調整係数（ $\beta = 0.7$ ）を乗じた漁獲圧力とする。

イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。

ウ 親魚量が禁漁水準値を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

② 資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値と、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値をABCとし、TACは当該値を超えない量とする。

(2) 令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）の TAC（案）

| 特定水産資源          | TAC    |
|-----------------|--------|
| ずわいがに日本海系群 B 海域 | 870 トン |

(参考 1) 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値：1,217 トン（MSYの代替値を達成する漁獲圧力として、加入量当たり親魚量（成熟した雌の資源量）が、漁獲圧力が 0 の場合の加入量当たり親魚量に対し、40 パーセントとなるときの漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値）
- 2 限界管理基準値：415 トン（過去最小の親魚量）
- 3 禁漁水準値：0 トン

(参考2) ずわいがに日本海系群B海域TACの推移・漁獲実績

単位：トン

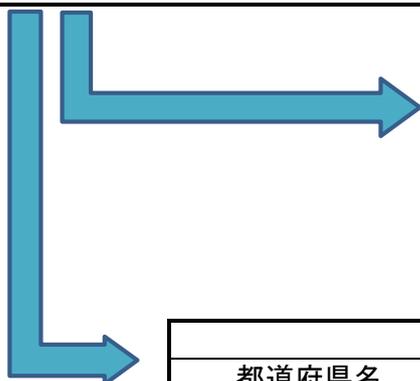
| 系群<br>(海域) | R8 (2026)<br>管理年度 | R7 (2025) 年 | R6 (2024) 年 | R5 (2023) 年 | R4 (2022) 年 |
|------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| TAC        | 870               | 910         | 750         | 640         | 500         |
| 漁獲実績       | —                 | —           | 206         | 251         | 264         |

**2 配分 (案)**

- (1) 過去3か年(令和2年から令和4年まで)の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

令和8管理年度ずわいがに日本海系群B海域  
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

| 特定水産資源        | TAC(トン) |
|---------------|---------|
| ずわいがに日本海系群B海域 | 870     |



| 大臣管理分             |        |
|-------------------|--------|
| 大臣管理区分            | 数量(トン) |
| 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業 | 66     |

| 知事管理分 |        |    |
|-------|--------|----|
| 都道府県名 | 数量(トン) | 注記 |
| 秋田県   | 26     |    |
| 山形県   | 123    |    |
| 新潟県   | 655    |    |